建設仮勘定の精算事務の不備

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>岸和田土木事務所</td><td>下記の工事について、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず建設仮勘定が精算されていなかったため、令和６年度の財務諸表（貸借対照表）に当該工事に係る建設仮勘定が計上されたままとなっていた。

<table><tr><th>年度</th><th>契約件名</th><th>契約金額</th><th>未精算額</th></tr><tr><td>令和２年度</td><td>主要地方道　岸和田港塔原線
道路照明設置工事</td><td>47,359,400円</td><td>47,359,400円</td></tr></table></td><td>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【大阪府財務諸表作成基準】
（固定資産の分類及び計上）
第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。
（7）建設仮勘定
行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。

【建設仮勘定取扱要領】
第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。
２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。

【大阪府公有財産台帳等処理要領】
（台帳の異動登録）
第５条
２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。
（3）建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</td></tr>
<tr><th colspan="3">措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年12月23日付けで修正登録が完了し、本資産勘定への精算を行った。併せて、公有財産台帳へ当該案件の資産登録を行った。
本件検出事項の原因は、建設仮勘定の精算処理について、担当者及び決裁者の理解が不足していたことによる。
再発防止のため、業務担当者及び関係職員あて適切な供用開始年月日の把握等をするよう周知を行った。
今後は、担当者及び決裁者が、大阪府財務諸表作成基準及び建設仮勘定取扱要領等について正しく理解した上で、建設仮勘定未精算一覧をもとに相互にチェックを行い、適正な事務処理を行う。</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年10月29日）